平成２１年（フ）第５１９号
兵庫県西宮市津門仁辺町５番21号　アージュ・ド・ニベ201号、前住所兵庫県西宮市中前田町３番４号
債務者　甲村　康夫
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１００号
鳥取県米子市淀江町福頼277番地
債務者　松原　明則
1　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第１３６号
鳥取県境港市上道町3090番地
債務者　佐々木隆成
1　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第１３９号
鳥取県米子市大谷町６番地５
債務者　吉岡　美春
1　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第１４２号
鳥取県西伯郡大山町高田1112番地35
債務者　松田　清則
1　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第１２３号
広島県呉市蒲刈町田戸1949番地
債務者　小寺千惠美
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第１２７号
広島県呉市阿賀中央４丁目１番13―306号
債務者　竹内　佑一
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第１２８号
広島県呉市広杭本町９番３号
債務者　片山　幸昭
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第１２９号
広島県呉市中央３丁目５番６―602号
債務者　増本　邦弘
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第１３２号
広島県呉市阿賀南６丁目９番12号
債務者　中村　　茂
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第１３３号
広島県呉市辰川町10番10号、住民票上の住所広島県東広島市西条町田口1246番地１
債務者　杉村　義弘
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第１３５号
広島県呉市宮原５丁目２番２号
債務者　福本喜與子
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第１０６号
広島県尾道市美ノ郷町三成2794番地　メゾン寿志202号室
債務者　山田　卓美
1　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第１０７号
広島県福山市手城町４丁目18番11号　B302号、住民票上の住所広島県福山市千田町３丁目19番39号
債務者　西田　直哉
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第１０８号
広島県尾道市美ノ郷町三成224番地１　リーデンベルグA―105号
債務者　吉川　　透
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第１０９号
広島県尾道市高須町1355番地１
債務者　半田　龍司
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第１１０号
広島県尾道市高須町5053番地４
債務者　波佐間幸子
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第１１５号
広島県三原市高坂町真良1358番地
債務者　増本久美子
1　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係